

議案第 57 号

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が施行されることに伴い、特定個人情報の適正な取扱いを確保し、開示、訂正、利用の停止等に関して必要な措置を講ずる必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人情報保護条例(平成12年羽曳野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 訂正(第24条―第27条)」を「第2節 訂正(第24条―第27条の2)」に改める。

第2条中第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているもの(公文書に記録されているものに限る。)をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第7条第4項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報を収集した目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を収集した目的以外に利用することができる。ただし、保有特定個人情報を収集した目的以外に利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、実施機関は、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を収集した目的以外に利用してはならない。

あると認められるときは、この限りでない。

第 14 条第 3 項中「は、当該未成年者又は成年被後見人」を「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人」に改める。

第 15 条第 1 号、第 17 条第 3 項及び第 22 条第 5 項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第 24 条第 2 項中「は、当該未成年者又は成年被後見人」を「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人」に改める。

第 26 条第 3 項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第 3 章第 2 節中第 27 条の次に次の 1 条を加える。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 27 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

第 28 条第 1 項中「自己を本人とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、同項第 1 号中「又は第 9 条第 1 項及び第 2 項」を「、第 9 条第 1 項及び第 2 項若しくは第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項」に改め、「されているとき」の次に「、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第 2 号中「第 9 条第 1 項及び第 2 項」の次に「又は番号法第 19 条」を加え、同条第 2 項中「は、当該未成年者又は成年被後見人」を「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人」に改める。

第 30 条第 2 項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第 38 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「の開示、訂正又は利用中止」を「(保有特定個人情報を除く。)の開示」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

2 この条例は、他の法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用中止に関する手続の定めがある場合については適用しない。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条に 3 号を加える改正規定(情報提供等記録に係る部分に限る。)、第 9 条の次に 1 条を加える改正規定(情報提供等記録に係る部分に限る。)、第 27 条の次に 1 条を加える改正規定(情報提供等記録に係る部分に限る。)及び第 28 条第 1 項の改正規定(情報提供等記録に係る部分に限る。)は、番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

羽曳野市個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用中止</p> <p> 第1節 省略</p> <p> 第2節 <u>訂正(第24条―第27条の2)</u></p> <p> 第3節・第4節 省略</p> <p>第4章～第6章 省略</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条 省略</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(6) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているもの(公文書に記録されているものに限る。)をいう。</u></p> <p>(7) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p> (収集の制限)</p> <p>第7条 1～3 省略</p> <p>4 <u>実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用中止</p> <p> 第1節 省略</p> <p> 第2節 <u>訂正(第24条―第27条)</u></p> <p> 第3節・第4節 省略</p> <p>第4章～第6章 省略</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条 省略</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p> (収集の制限)</p> <p>第7条 1～3 省略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>

<p>第 8 条 省略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第 9 条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集した目的以外に利用(以下「目的外利用」という。)、又は実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。</p> <p>2～4 省略 (保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第 9 条の 2 実施機関は、保有特定個人情報を収集した目的以外に利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を収集した目的以外に利用することができる。ただし、保有特定個人情報を収集した目的以外に利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>第 10 条～第 13 条 省略 第 3 章 開示、訂正及び利用中止 第 1 節 開示 (開示請求)</p> <p>第 14 条 1・2 省略</p> <p>3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって開示請求をすることができる。 (個人情報の開示義務)</p> <p>第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(前条第 3 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しく</p>	<p>第 8 条 省略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第 9 条 実施機関は、保有個人情報を収集した目的以外に利用(以下「目的外利用」という。)、又は実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第 10 条～第 13 条 省略 第 3 章 開示、訂正及び利用中止 第 1 節 開示 (開示請求)</p> <p>第 14 条 1・2 省略</p> <p>3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をすることができる。 (個人情報の開示義務)</p> <p>第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(前条第 3 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつて</p>
---	---

は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、第 8 号、次条第 2 項及び第 21 条第 1 項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる個人に関する記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

ア～ウ 省略

(2)～(8) 省略

第 16 条 省略

(開示請求の手続)

第 17 条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

2 省略

3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

4 省略

第 18 条～第 21 条 省略

(開示の実施)

第 22 条 1～4 省略

5 保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを証明するために必要な資料で実施機関の定める

は、当該本人をいう。次号、第 8 号、次条第 2 項及び第 21 条第 1 項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる個人に関する記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

ア～ウ 省略

(2)～(8) 省略

第 16 条 省略

(開示請求の手続)

第 17 条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

2 省略

3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

4 省略

第 18 条～第 21 条 省略

(開示の実施)

第 22 条 1～4 省略

5 保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

ものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

第 23 条 省略
第 2 節 訂正
(訂正請求)

第 24 条 1 省略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって訂正請求をすることができる。

第 25 条 省略
(訂正請求の手続)

第 26 条 1・2 省略

3 訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

4 省略

第 27 条 省略
(保有個人情報の提供先への通知)

第 27 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止
(利用中止請求)

第 28 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第 7 条各項の規定に違反して収集された

第 23 条 省略
第 2 節 訂正
(訂正請求)

第 24 条 1 省略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって訂正請求をすることができる。

第 25 条 省略
(訂正請求の手続)

第 26 条 1・2 省略

3 訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

4 省略

第 27 条 省略

第 3 節 利用停止
(利用中止請求)

第 28 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第 7 条各項の規定に違反して収集された

<p>ものであるとき、<u>第 9 条第 1 項及び第 2 項若しくは第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して目的外利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)</u>に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の中止又は消去</p> <p>(2) 第 9 条第 1 項及び第 2 項又は番号法第 19 条の規定に違反して外部提供されているとき 当該保有個人情報の外部提供の中止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、<u>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u>)は、<u>本人に代わって前項の規定による請求(以下「利用中止請求」という。)</u>をすることができる。</p> <p>第 29 条 省略 (利用中止請求の手続)</p> <p>第 30 条 1 省略</p> <p>2 利用中止請求をしようとする者は、自己が当該利用中止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあつては、<u>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u>)であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>第 31 条～第 37 条 省略 (他の制度との調整等)</p> <p>第 38 条 この条例は、他の法令等の規定により、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)<u>の開示に関する手続の定めがある場合</u>については適用しない。</p> <p>2 <u>この条例は、他の法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用中止に関する手続の定めがある場合</u>については適用しない。</p> <p>3 この条例は、図書館その他の機関が市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報については適用しない。</p> <p>以下省略</p>	<p>ものであるとき又は第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して目的外利用されているとき 当該保有個人情報の利用の中止又は消去</p> <p>(2) 第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して外部提供されているとき 当該保有個人情報の外部提供の中止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、<u>当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による請求(以下「利用中止請求」という。)</u>をすることができる。</p> <p>第 29 条 省略 (利用中止請求の手続)</p> <p>第 30 条 1 省略</p> <p>2 利用中止請求をしようとする者は、自己が当該利用中止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>第 31 条～第 37 条 省略 (他の制度との調整等)</p> <p>第 38 条 この条例は、他の法令等の規定により、保有個人情報の<u>開示、訂正又は利用中止</u>に関する手続の定めがある場合については適用しない。</p> <p>2 この条例は、図書館その他の機関が市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報については適用しない。</p> <p>以下省略</p>
--	---